

デジタル社会構想会議運営要領（案）

（令和3年9月●日）
デジタル社会構想会議座長決定

デジタル社会構想会議（以下「構想会議」という。）の運営について以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第1条 構想会議の議事の手続その他構想会議の運営に関しては、「デジタル社会構想会議の開催について」（令和3年9月7日デジタル大臣決定）に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第2条 構想会議は、座長が招集する。

（議事の公開）

第3条 構想会議の会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、公開とすることができる。なお、座長は、会議の議事録を作成し、会議終了後速やかに、デジタル庁において公開する。

（会議資料の公開）

第4条 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに、デジタル庁において公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第5条 この運営要領に定めるもののほか、構想会議に関し必要な事項は、座長が定める。